

(別紙)

(原子力規制委員会) 障害者差別解消法に基づく対応要領案に対する御意見とその考え方

No.	御意見等	考え方
1	第1条の末尾の「定めるものとする。」について：「定めることを目的とする。」と規定するほうが適当だと思います。理由は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第1条（目的）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第1条（目的）においては、そのように規定されているから。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条に規定する事項に関し、同法第9条に基づき国等職員対応要領を定めるものとしておりますので、原文のままとします。
2	第2条の「障害者（障害及び・・・）」について：「障害者（障害がある者であって、障害及び・・・）」と規定するほうが適当だと思います。理由は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条においては「もの」についてではなく「者」についての定義が規定されているから。	御指摘のとおり「第2条 職員は、・・・障害者（障害がある者であって、障害及び・・・）」に修正します。
3	第4条第1項第2号の「障害者等」及び別紙の第4の1の「障害者等」について、それぞれの「等」は、障害者以外の誰のことを意味しているのでしょうか？	家族、その他関係者（支援者、介助者、法定代理人など）を意味しております。
4	第6条の相談窓口指定されている者に、障害当事者が含まれているように見えません。また、相談窓口の担当となる者が障害の特性についての理解や知識があるのでしょうか？これでは、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じます。 第6条の第1項に下記の文章を加えて下さい。 「四 障害者である職員等、長官官房人事課長が指名する職員」	御指摘を踏まえ、「第6条 四 長官官房人事課長が指名する者」を追加します。 相談窓口を担当する者は、障害者雇用の担当者を兼ねております。今後も障害の特性についての理解や知識を深め、適切に対応してまいります。

No.	御意見等	考え方
5	<p>第4条 二 第6条 第4 2 合理的配慮 第4 3 意志の表明～ 第6 合理的配慮の具体例(意志疎通) 意見 「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること」を明記すること。 理由 「障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の支援が必要なため</p>	<p>御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、「第6条 2 相談等を受ける場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」に修正します。</p>
6	<p>第6条第2項について： 本対応要領の目的は第1条に規定されているとおり、委員会、職員の対応について規定するものなのですから、本項において「相談等を行おうとする者」を主語としているのは適切ではないと思います。任意の方法での相談に対応可能とするような体制を「委員会」備えるべき旨のような、「委員会」を主体とした内容の規定とすべきだと思います。</p>	
7	<p>第6条第4項の相談体制窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。の必要に応じは削除し、積極的に充実を図るものとする。に置き換える。 【意見の理由】 行政機関は障害者に不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供は差別であり、禁止されている。また、行政機関は民間企業に先駆けて障害者差別を解消（なくす）していく立場である。したがって、必要に応じは削除し、「積極的に、充実を図るように努める」に変更すべきである。「障害者のあらゆる人権及び基本的人権を完全に確保、及び促進することを約束すること。」と記載された障害者権利条約第4条第一項に照らし、置き換えるべきである。障害者差別をなくす(解消する)のための相談窓口は行政機関は民間の手本となるように積極的に充実を図ることが重要である。また、相談方法として、さまざまな障害者がいることに配慮し、来省来庁による面談による相談も加えるべきである。</p>	<p>相談窓口は、障害者等からの相談状況により必要な対応を把握し、充実を図って行く趣旨として規定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。また、相談方法として対面を追加させていただきました。</p>
8	<p>第6条第4項以下を以下の通りとすること。 4・・・必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。 (理由) 4 法の趣旨を実現する観点から、相談体制の充実は非常に重要であることから。</p>	

No.	御意見等	考え方
9	<p>意見 第6条「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解を得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める」の文言を入れること。</p> <p>理由 「障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。」</p>	<p>相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかかっていない外部の方を参画させることは予定していません。</p> <p>なお、相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間情報の共有を図り的確に対応してまいります。また、相談窓口を担当する者は、障害者雇用の担当者を兼ねております。今後も障害の特性についての理解や知識を深め、適切に対応してまいります。</p>
10	<p>第6条の第4項を下記の文章表現に変えてください。</p> <p>「第1項の相談窓口は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、充実を図るものとする。」</p>	
11	<p>第6条相談体制の整備</p> <p>下記の文言を追加</p> <p>相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める</p> <p>(理由)</p> <p>障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要</p>	
12	<p>第7条に以下を追加挿入する。職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害当事者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士などとの連携協力を十分にはかるべきである。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>① 障害は多種多様であり、種類も特性も程度もひとりひとり全く違う、。また、いくつかの障害が重複する障害者もいる。6ページから7ページに記載されている合理的配慮の具体例に例示があまりにも少なすぎて、それぞれの障害者に当てはまるものが全く不可能である。意志の表明は、障害者当事者とその家族介助者等も含まれることから、障害者当事者とその家族、障害者団体等と十分に連携協力し、当事者家族の同意を得たうえで、必要に応じ情報共有し、具体例を順次更新していきそれに基づいて研修・啓発を行うべきである。職員の研修・啓発に取り入れ、障害を知らないこと(障害があることにより、意志の表明等が健常者と全く異なる障害者もいる)による重大な差別的取扱い、重大な人権侵害を絶対に起こさないようにすべきである。</p> <p>② 障害者権利条約第4条第3項に法令及び政策の作成及び実施において～障害者を代表とする団体を通じ、障害者と緊密に協議し、および障害者を積極的に関与させる。と記載されていることから。</p>	<p>研修の内容等の詳細は、今後、検討することとしています。</p> <p>研修の内容については、専門的な知見・経験の活用は当然と考えております。</p>

No.	御意見等	考え方
13	<p>第2 正当な理由の判断の視点 以下の文章を「正当な理由の判断の視点」に加筆すべきである。 「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得が得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危惧が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」 【意見の理由】障害者差別解消法は、差別を解消(なくす)する目的で制定された。よって正当な理由を拡大解釈して法律の趣旨を過小評価するものではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、「第2 …正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益… 障害者にその理由を説明するものとし、…」に修正します。</p>
14	<p>別紙 第2 4行目以降を以下の通りとすること。 ・正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益・・・障害者にその理由を説明するものとし、・・・ (理由) 正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化すべきであることから。</p>	
15	<p>第2 正当な理由の判断の視点 意見：厚労省福祉事業者向けガイドライン、経産省の対応指針案に下記の文章が書かれています。これは非常に大事な視点なので、貴省にも書き加えてください。 『なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。』</p>	
16	<p>P4 (別紙) 第2正当な理由の判断の視点 P7 (別紙) 第5過重な負担の基本的な考え方 (意見) 下記の文言を追加 理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。 (理由) 職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てが必要</p>	<p>原子力規制委員会職員による障害を理由とする差別に関する相談等は、第6条に規定する相談窓口において承ることとしています。</p>

No.	御意見等	考え方
17	表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。	御意見を踏まえ、本対応要領で「望ましい」と記載している内容につきましては、別紙に以下の留意点を追加します。
18	第2 正当な理由の判断の視点 「理解を得よう努めることが望ましい」→「理解を得よう努めなければならない」 理由) 障害のない者と同等の取り扱いを受けられない場合は、その理由を十分に説明されることが必要であるため、「望ましい」という文言は不適切であると考えます。	「別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」
19	第4 を以下とすること。 3の末尾・・・自主的に取り組むものとする。 5の末尾・・・盛り込むものとする。 (理由) 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	
20	第5 過重な負担の基本的な考え方 「理解を得よう努めることが望ましい」→「理解を得よう努めなければならない」 理由) 合理的配慮の提供が過重な負担となる場合は、その理由を十分に説明されることが必要であるため、「望ましい」という文言は不適切であると考えます。	
21	第3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例) (意見) 「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」をこの段落の最後に追加していただきたい。 (理由) 随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあります。健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。 私達、NPO法人全国言友会連絡協議(全言連)は、吃音(どもること)がある人達のセルフヘルプグループの全国的な組織です。 吃音とは、音の繰り返し、ひき伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。例えば「きききききのう・・・」と単語の一部を何度も繰り返したり、「・・・きのう」と最初の言葉が出なかったり、スムーズな会話が自分の意思と反して出来ない状態の事です。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っています。いわゆるコミュニケーション上の障害といえます。	御意見を踏まえ、「第3 ○ 障害を理由に…」に修正します。

No.	御意見等	考え方
22	第4 「合理的配慮は、原子力規制委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述とさせていただいておりますが、法の趣旨を損なうことがないように適切に対応してまいります。
23	第4 3 意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）とされているが、（通訳を介するもの）を（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの）とすべきである。	御意見を踏まえ、「第4 3 意思の表明に当たっては、・・・（通訳等を介するものを含む。）により伝えられる。」に修正します。
24	第4の5の「事業者」について：本対応要領では用語の定義の規定がなされていませんが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第7号で規定されている定義の内容と同じなのでしょうか？（同号の定義では除外している独立行政法人等にも委託等をするのであれば同法の例によることはできないと思うのですが）	御指摘を踏まえ、「事業者」の定義は同号の定義と同じなので、「等」を入れ「第4 5 原子力規制委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者等・・・。」に修正します。
25	第5 の3行目を以下とすること。 ・ ・ その理由を説明するものとし、 ・ ・ （意見の理由） 過重な負担にあたりと判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	御指摘を踏まえ、「第5 …その理由を説明するものとし、…」に修正します。

No.	御意見等	考え方
26	<p>第5 過重な負担の基本的な考え方</p> <p>【意見の内容】過重な負担についても、正当な理由と同じように拡大解釈されてしまうおそれがある。過重な負担を判断するのは、障壁の除去の意思表示をしている当事者側ではなくあくまでも行政側に委ねられており、無限に拡大解釈されてしまうおそれがある。障害者の特性、程度、種類等はさまざまであり、それぞれの障害者が不当な差別的取扱いをされないこと、合理的配慮をすることがこの法の趣旨である。差別を禁止する法の趣旨を鑑み正当な理由については上記の文言を追加し極めて限定的にすべきであり、正当な理由と同様に過重な負担が、軽々しく認められるべきではない。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>障害に理解のある職員とそうでない職員によっては、対応に差異が生じる。過重な負担の範囲が極めてあいまいである。障害者権利条約全文に記載された基本的人権基本的自由の完全かつ平等な享有を確保するために過重な負担および正当な理由については、障害者当事者が権利利益を侵害されることのないように慎重に判断すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「第5 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」に修正します。</p>
27	<p>第5 過重な負担についての基本的な考え方について</p> <p>意見：障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁（差別行為の正当化）はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきである。そのため、下記の文章を書き加えてください。</p> <p>『「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。』</p>	
28	<p>第6 合理的配慮の具体例</p> <p>意見：（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）に、聴覚障害者への具体例が見られません。下記を具体例に加えて下さい。</p> <p>「具体例：館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」</p>	<p>御意見を踏まえ、災害時の対応についての具体例として「第6 ○災害や事故等が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」を追加します。</p>
29	<p>第6 合理的配慮の具体例</p> <p>意見：（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）に、下記を加えて下さい。</p> <p>「具体例：会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」</p>	<p>御意見を踏まえ、「第6 ○ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な障害を持つ出席者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」を追加します。</p>

No.	御意見等	考え方
30	<p>第6 合理的配慮の具体例 意見：（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）における“○ スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。”の箇所について、下記の表現に変えて下さい。 「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」</p>	<p>御意見を踏まえ、「第6 ○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」に修正します。</p>
31	<p>第6 合理的配慮の具体例(物理的環境) 意見 「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」を明記すること。 理由 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。例えば、聴覚障害者は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができず、そのための介助員が必要。 (実践例) 内閣府障害者政策委員会 厚生労働省社会保障審議会障害者部会 文部科学省中央教育審議会</p>	<p>御意見を踏まえ、「第6 ○ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」を追加します。</p>
32	<p>第6 知的障害者から申し出があった際に、 ↓ 障害者から申し出があった際に、… 理由 ゆっくり、丁寧な表現、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「第6 ○ 障害者から申し出があった際に、・・・」に修正します。</p>
33	<p>第6 (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例) (意見) 「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をするが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。 (理由) 吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受けます。 言葉がさらに出にくくなる場合があります。比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「第6 ○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」に修正します。</p>

No.	御意見等	考え方
34	<p>第3 不当な差別的取り扱いの具体例（追加）</p> <p>○ 手話（手話通訳者の同席を含む。）や筆談による対応、またはファックスや電子メールによる通信を求める聴覚言語障害者に対し、それを拒否すること。</p> <p>○ 説明会やシンポジウム等で、手話通訳・要約筆記などの情報保障をしないこと。</p>	<p>別紙に、「それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。」と明記しております。</p> <p>いただいた事例は、今後の対応の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>第6 合理的配慮の具体例</p> <p>【意見の内容・理由】 合理的配慮の具体例が少なすぎて、全ての障害者（重複障害者を含む）を網羅していない。合理的配慮の具体例については、障害当事者とその家族・介助者・支援者・障害者団体・障害者に理解のある社会福祉士や弁護士等と協力連携し、蓄積し追加挿入し随時更新していくべきである。（具体例は固定化すべきではない）</p>	
36	<p>「第6 合理的配慮の具体例（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）」</p> <p>「○必要に応じてコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を設置する。」</p> <p>を追記して下さい。</p> <p>理由：意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。</p>	
37	<p>第6</p> <p>物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。</p> <p>意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。</p>	
38	<p>第6（合理的配慮に当たり得る意志疎通の配慮の具体例）</p> <p>（意見）「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。</p> <p>（理由）吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。</p>	